

新潟大学教育学部附属長岡中学校いじめ防止基本方針

はじめに

この新潟大学教育学部附属長岡中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「生活アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しを定期的に行なう。（PDCA サイクルによる）
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第 22 条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうために「いじめ防止推進委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長・副校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー・学年主任及び学年部職員（必要に応じて）

③ 役割内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行なう役割
- エ いじめの疑いに係る情報があり緊急な対応が必要な場合，維持等の情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 地域・保護者との連携

◎保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

- ア P T A総会において，いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え，意識啓発を行なう。
- イ 学校だよりを通して、いじめの様態、いじめ防止等への認識を高め、いじめへ対応についての理解を促す。
- ウ 保護者向けの講演会を実施する。
- エ 保護者を巻き込んだよりよい人間関係づくりへの取組を推進する。
 - ・生徒会活動への参加
 - ・学年だよりの活用

◎情報発信及び基本方針の周知（H Pの活用）

(5) 関係機関等との連携

- 警察，児童相談所，新潟大学等との連携
- 幼小中の連携の強化

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組（いじめを生まない土壌づくり）

◎道徳教育の充実（教育計画、道徳の年間計画参照）

◎人権教育，同和教育の充実（教育計画、人権教育，同和教育全体計画参照）

◎社会性の育成

- ・「社会創造科」の実施（異学年交流、地域との課題解決）
- ・協働型学習の推進（お互いに認め合う集団づくり）
- ・幼小中一貫教育の推進（合同運動会など）

◎生徒の手によるいじめ防止（生徒会活動の活性化）

◎ネット上のいじめへ対応

- ・情報モラル指導及び関係機関からの講話の実施
- ・携帯電話、スマートフォン等の扱い方、登下校時の安全確保（マナーの向上）

○中1ギャップ解消の取組

- ・授業交流、乗り入れ授業の推進

○日常的な職員間の連携・情報交換（生徒指導日誌）

(2) いじめの早期発見のための取組

◎定期的なアンケート（「生活アンケート」）等の実施

◎教育相談の充実

○日常の子どもの観察（生徒指導日誌、保健室日誌による把握）

(3) いじめへの即時対応（迅速な初期対応）の取組

※いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

- ◎校長及び大学への報告
- ◎組織を活用した状況調査
- いじめられている子どもの保護
- いじめをしている子どもへの指導
- いじられている子どもの保護者への対応
- いじめをしている子どもの保護者への対応
- その他の生徒に対する対応

☆教職員研修の充実

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等
- イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）

(2) 重大事態発生時の対応

校長、大学（学長を通じて文部科学大臣へ）への報告を行ない、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

※マスコミへの対応も視野に入れ、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

☆関係機関との連携

- ◎警察や少年サポートセンターとの連携
- 出席停止、転学退学措置

☆学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を校長、大学に報告する。
- オ 校長、大学の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

☆学校の設置者（国立大学法人）が調査主体となった場合の対応

- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。